

株 主 各 位

佐賀県伊万里市新天町722番地5
アイ・ケイ・ケイ株式会社
代表取締役社長 金子 和斗志

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成28年1月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年1月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県福岡市博多区東月隈3丁目27-2
ララチャンス 博多の森 博多の森迎賓館
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第20期（平成26年11月1日から平成27年10月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面（郵送）による議決権の行使について

同封の議決権行使書用紙に賛否を記入し、平成28年1月27日（水曜日）午後6時まで
に到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権の行使について

4 ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご利用の注意点」をご参照の
上、平成28年1月27日（水曜日）午後6時までにインターネットにより議決権を行使く
ださい。

(3) 議決権の重複行使について

書面（郵送）とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネット
による議決権の行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を
有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を
行使された場合も、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げ  
ます。

◎本株主総会終了後、引き続き株主懇談会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウ  
ェブサイト (<http://www.ikk-grp.jp>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の3つの方法がございます。

### 1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を  
会場受付へ提出

#### 株主総会日時

平成28年1月28日(木)  
受付開始：午前9時  
開 会：午前10時

### 2 議決権行使書を郵送する場合



各議案の賛否を  
記入の上、投函

#### 行使期限

平成28年1月27日(水)  
午後6時到着

### 3 インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使サイト  
<http://www.evotep.jp/>  
にて各議案の賛否を入力

#### 行使期限

平成28年1月27日(水)  
午後6時まで

## インターネットによる議決権行使のご利用の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権のお手続はいずれも不要でございます。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による、インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

#### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

インターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題のひとつと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた配当を実施していく方針であります。

上記方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円  
総額 299,374,560円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年1月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、定款第19条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を2名増員し、8名から10名に変更するものであります。
- (3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第30条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、定款第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) 冠婚葬祭の式場の経営<br>(2) 国内外の結婚式及び披露宴の企画、運営及び管理<br><br>(新 設)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>(3) 飲食店の経営<br>(4) 冠婚葬祭用品の販売及びその取次並びに斡旋<br><br>(新 設)<br>(新 設) | (目的)<br>第2条 (現行どおり)<br>(削 除)<br>(1) 国内外の結婚式場、ホテル、旅館、レストラン、葬祭場、介護施設及びそれに類する施設の企画、立案、運営、経営、顧客の斡旋・紹介及びコンサルタント業<br>(2) 各種イベントの企画、制作、運営及び実施<br>(3) 経営コンサルタント業<br>(4) 各種調査、情報提供サービス業<br>(5) 駐車場の経営<br>(6) ケータリングサービス業<br>(削 除)<br>(7) 冠婚葬祭用品の贈答品、記念品、引出物及び食品等の製造、卸、販売及び販売仲介<br>(8) 貴金属、宝石、アクセサリーの卸、販売及び賃貸<br>(9) 美容室及びエステティックサロンの経営、運営及びコンサルタント |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(5) 国内外の写真、ビデオ等の映像物の制作及び販売</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(6) ~ (条文省略)</p> <p>(13)</p> <p>(14) 飲食料品の販売に関する業務</p> <p>(15) 惣菜、弁当等の調理食品の製造加工・販売・宅配</p> <p>(16) ~ (条文省略)</p> <p>(19)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(20) (条文省略)</p> | <p>(10) <u>衣裳の企画、制作、卸、販売、賃貸、修繕及びクリーニング業</u></p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p>(12) 投資業</p> <p>(13) 投資顧問業</p> <p>(14) ~ (現行どおり)</p> <p>(21)</p> <p>(22) 酒類、飲食料品の販売に関する業務</p> <p>(23) 惣菜、弁当、調味料等の調理食品の製造加工・販売・宅配</p> <p>(24) ~ (現行どおり)</p> <p>(27)</p> <p>(28) <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>(29) <u>ブライダル、料理学校の経営</u></p> <p>(30) 労働者派遣業</p> <p>(31) 人材育成の教育研修事業</p> <p>(32) <u>野菜、果物及び穀物等の農作物の生産、加工、販売</u></p> <p>(33) (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>8名以内とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                        | <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>                                                                                                                                    | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>                                                                                                                                      | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                             |

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制及びコーポレートガバナンス体制の強化を図るために、社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 金子 和斗志<br>(昭和27年3月26日) | 昭和49年10月 金子興業(株) (現株アイ・エス) 入社<br>昭和49年12月 同社取締役<br>昭和56年12月 同社代表取締役<br>平成7年9月 (株)九州積善社 (現株極楽) 代表取締役社長 (現任)<br>平成7年11月 当社代表取締役社長 (現任)<br>平成24年12月 アイケア(株)取締役 (現任)                                                                                                                                                                                                                                 | 5,836,700株 |
| 2     | 金子 晴美<br>(昭和31年3月2日)   | 昭和56年5月 (株)ビジネスホテルかねこ (現株アイ・エス) 入社<br>昭和63年3月 同社取締役<br>平成7年11月 当社取締役衣裳部長<br>同 上 (株)アイ・ケイ・ケイ不動産 (現株アイ・エス) 代表取締役<br>平成8年2月 (株)九州公善社 (現株極楽) 取締役<br>平成25年1月 当社常務取締役衣裳部長 (現任)                                                                                                                                                                                                                         | 2,915,100株 |
| 3     | 松本 正紀<br>(昭和30年2月21日)  | 昭和62年9月 (株)ビジネスホテルかねこ (現株アイ・エス) 入社<br>平成7年11月 当社入社<br>平成9年9月 当社取締役調理部長<br>平成12年10月 (株)極楽監査役<br>平成23年1月 (株)極楽取締役<br>平成24年12月 アイケア(株)取締役<br>平成25年1月 当社常務取締役調理部長 (現任)<br>平成26年1月 (株)極楽監査役 (現任)<br>同 上 アイケア(株)監査役 (現任)                                                                                                                                                                               | 238,200株   |
| 4     | 登田 明<br>(昭和28年7月24日)   | 平成13年4月 (株)三井住友銀行丸の内仲通支店長<br>平成14年7月 同行業務監査部上席査査役<br>平成17年4月 同行人材開発部付当社出向<br>平成17年7月 当社経営管理部長<br>平成18年1月 (株)極楽監査役<br>平成18年4月 当社転籍<br>平成18年5月 当社取締役経営管理部長<br>平成18年11月 (株)極楽取締役<br>平成19年2月 当社取締役経営管理部長<br>平成20年8月 当社取締役管理本部長兼経営管理部長<br>平成23年1月 (株)極楽監査役<br>平成24年2月 当社取締役管理本部長兼人事部長<br>平成24年12月 アイケア(株)監査役<br>平成25年1月 当社常務取締役管理本部長兼人事部長<br>平成26年1月 当社常務取締役経営管理部長<br>平成27年1月 当社常務取締役管理担当兼財務経理部長 (現任) | 67,000株    |

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|--------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5      | 寺澤大輔<br>(昭和43年4月19日) | 平成4年4月 アイ・ケイ・ケイ(株) (現株アイ・エス) 入社<br>平成7年11月 当社入社<br>平成14年10月 当社鳥栖支店支配人<br>平成15年5月 当社総支配人<br>平成17年4月 当社営業部長<br>平成18年5月 当社取締役<br>平成18年6月 当社取締役人事部長<br>平成19年2月 当社取締役人事部長<br>平成24年2月 当社取締役経営企画部長<br>平成24年12月 アイケア(株)代表取締役社長(現任)<br>平成25年4月 当社取締役関連事業開発部長(現任) | 88,300株    |
| 6      | 菊池旭貢<br>(昭和52年3月3日)  | 平成11年4月 当社入社<br>平成16年4月 当社鳥栖支店支配人代理<br>平成17年2月 当社富山支店支配人<br>平成19年1月 当社富山支店総支配人代理<br>平成19年7月 当社営業部長<br>平成22年1月 当社取締役営業部長<br>平成25年4月 当社取締役営業企画部長<br>平成27年1月 当社取締役営業担当兼営業企画部長(現任)                                                                          | 47,900株    |
| 7      | 小宮秀一<br>(昭和23年6月24日) | 平成11年6月 (株)西日本銀行(現株)西日本シティ銀行) 原中央支店長<br>平成12年10月 同行本店営業部付部長<br>平成15年9月 西銀ターンアラウンド・パートナーズ(株)代表取締役出向<br>平成18年6月 西日本不動産開発(株)常務取締役<br>平成21年6月 西日本不動産開発(株)顧問<br>平成23年1月 当社常勤監査役<br>平成27年1月 当社社外取締役(現任)<br>平成27年3月 (株)T R N非常勤監査役(現任)                         | 12,400株    |
| 8<br>※ | 田中修<br>(昭和27年9月7日)   | 平成16年6月 (株)佐賀銀行武雄支店長<br>平成18年6月 同行執行役員武雄支店長<br>平成19年6月 同行執行役員鳥栖エリア長兼鳥栖支店長兼鳥栖北支店長<br>平成21年6月 同行人事企画部付常盤商事(株)出向<br>平成22年6月 常盤商事(株)転籍、統括理事                                                                                                                 | 4,000株     |

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 小宮秀一氏及び田中修氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。

小宮秀一氏は、金融業界での豊富な経験と事業会社での豊富な経験から幅広い見識を有されており、また平成27年1月まで当社常勤監査役をされ当社のことにも精通されておりますので、経営全般に対し幅広い助言をいただけるものと判断して、選任をお願いするものであります。

田中修氏は金融業界での豊富な経験と事業会社での豊富な経験から幅広い見識を有されており、経営全般に対し幅広い助言をいただけるものと判断して、選任をお願いするものであります。
5. 小宮秀一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、小宮秀一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、小宮秀一氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、田中修氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 小宮秀一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引続き独立役員として届け出る予定であります。また、田中修氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年11月1日から  
平成27年10月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成26年11月1日から平成27年10月31日まで）におけるわが国経済は、政府や日銀の各種政策が進むなか、景気回復による企業の期待感から設備投資や雇用情勢は改善傾向にあり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中国の景気後退やそれに伴う資源価格の低下等のデフレ圧力もあり、世界経済は不透明な状況であります。

ウェディング業界におきましては、平成26年の婚姻件数が64万3千組（厚生労働省「平成26年 人口動態統計の年間推計」）と前年と比べ1万6千組減少しておりますが、ゲストハウス・ウェディングの需要は底堅く推移しております。一方で、専門式場やホテルのリニューアル、価格競争の激化、顧客ニーズの多様化等により、業界内の競合は厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは「お客さまの感動のために」という経営理念に基づき、感動のウェディングを実現するため、接客力の向上を目的とした社内外の研修、営業データベースの分析や集客力向上のための各施策に積極的に取り組み、多様化するお客さまのニーズに応え、売上高の拡大と収益力の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は16,978百万円（前年同期比10.6%増）、営業利益は2,106百万円（同5.2%増）、経常利益は2,094百万円（同5.6%増）、当期純利益は1,147百万円（同3.1%減）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

##### (イ) 婚礼事業

前連結会計年度（平成26年9月）に会場を増設した「ララチャンス博多の森」（福岡支店）の通期稼働や当連結会計年度（平成27年3月）に「ララチャンスHIROSHIMA迎賓館」（広島支店）がオープンしたこと等により売上高は16,300百万円（前年同期比9.6%増）、営業利益は2,145百万円（同2.8%増）となりました。

(ロ) 葬儀事業

売上高は361百万円（前年同期比3.2%増）、営業利益は45百万円（同14.0%増）となりました。

(ハ) 介護事業

前連結会計年度（平成26年6月）に佐賀店がオープンし、売上高は321百万円（前年同期比151.9%増）となりましたが、当連結会計年度（平成27年3月）にオープンした唐津店の開業費用等により営業損失は86百万円（前年同期は126百万円の営業損失）となりました。

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度中においては、総額1,854百万円の設備投資（無形固定資産を含む）を実施いたしました。その主なものは、広島支店1,297百万円であります。

③ 重要な資金調達の状況

当連結会計年度中において広島支店等のオープンのための資金として、総額2,100百万円の借入を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑧ 対処すべき課題

国内のウェディング業界では、結婚適齢期人口の減少や晩婚化等を背景に、挙式・披露宴件数は、緩やかに減少傾向をたどっていくものと予想されます。しかし、伝統や格式にとらわれないオリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウェディングの市場は、順調に拡大してきました。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウェディングの形態へ進出してきたほか、ホテルのリニューアルや価格競争の激化等、競合状況は一段と厳しさが増してきております。介護業界では、高齢者のライフスタイルやニーズにあったサービスが求められており、様々な業種からの新規参入も相次いでおります。

こうした中、当社グループは、お客さまの意識の変化や業界・競合企業の動向を十分に踏まえ、お客さまに感動していただける心のこもったサービスを提供し、お客さまの感動を通して社会に貢献していく方針であります。このため、(イ)優秀な人財の確保と育成、(ロ)情報収集力・分析力の強化、(ハ)お客さまに関する安全対策の強化、(ニ)既存店のクオリティの維持・強化、(ホ)接客力・企画提案力の更なる向上、(ヘ)堅実な店舗展開、(ト)コーポレート・ガバナンスの強化の7項目を重要な課題としてかけております。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第17期<br>平成24年10月期 | 第18期<br>平成25年10月期 | 第19期<br>平成26年10月期 | 第20期<br>(当連結会計年度)<br>平成27年10月期 |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 13,594            | 14,510            | 15,346            | 16,978                         |
| 経 常 利 益(百万円)   | 1,844             | 1,916             | 1,983             | 2,094                          |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 929               | 1,388             | 1,184             | 1,147                          |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 131.06            | 97.41             | 82.00             | 39.33                          |
| 総 資 産(百万円)     | 12,905            | 14,375            | 15,862            | 18,322                         |
| 純 資 産(百万円)     | 5,840             | 7,213             | 8,216             | 9,009                          |

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で算出しております。
3. 第17期は、第16期に東日本大震災及び原発事故の影響を受けたいわき支店の業績が想定以上に好転したほか、富山支店レストラン、盛岡支店、スイート ヴィラ ガーデン株式会社が通期稼働したことにより売上高、経常利益、当期純利益が増加しました。また、金沢支店に1会場を増設したことにより総資産が増加しました。
4. 第18期は、第17期に会場を増設した「ララシャンス太陽の丘」(金沢支店)の通期稼働により売上高、経常利益、当期純利益が増加しました。また、佐世保支店の新設により総資産が増加しました。
5. 第19期は、第18期に新設した「ハーバーテラスSASEBO迎賓館」(佐世保支店)の通期稼働により売上高、経常利益が増加しました。また、完全子会社であるスイート ヴィラ ガーデン株式会社を吸収合併したことにより総資産、純資産が増加しました。
6. 第20期の状況につきましては、前記「(1)事業の状況」に記載のとおりであります。また、平成27年5月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第17期<br>平成24年10月期 | 第18期<br>平成25年10月期 | 第19期<br>平成26年10月期 | 第20期(当期)<br>平成27年10月期 |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 12,962            | 13,812            | 14,872            | 16,300                |
| 経 常 利 益(百万円)   | 1,806             | 1,898             | 2,040             | 2,120                 |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 901               | 1,403             | 1,242             | 1,198                 |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 127.12            | 98.48             | 86.06             | 41.07                 |
| 総 資 産(百万円)     | 12,651            | 14,138            | 15,676            | 18,188                |
| 純 資 産(百万円)     | 5,785             | 7,174             | 8,250             | 9,032                 |

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名      | 資本金                  | 議決権比率  | 主要な事業内容               |
|----------|----------------------|--------|-----------------------|
| 株式会社極楽   | 50,000 <sup>千円</sup> | 100.0% | 葬儀に関する企画・運営等のサービスの提供  |
| アイケア株式会社 | 95,000               | 100.0% | 有料老人ホームの運営、介護サービス等の提供 |

### (4) 主要な事業内容（平成27年10月31日現在）

① 挙式・披露宴に関する企画・運営等のサービスの提供

② 葬儀に関する企画・運営等のサービスの提供

③ 有料老人ホームの運営、介護サービス等の提供

## (5) 主要な事業所 (平成27年10月31日現在)

### ① 当社

| 名 称   | 所 在 地   | 名 称   | 所 在 地     |
|-------|---------|-------|-----------|
| 本店    | 佐賀県伊万里市 | いわき支店 | 福島県いわき市   |
| 伊万里支店 | 佐賀県伊万里市 | 高知支店  | 高知県高知市    |
| 鳥栖支店  | 佐賀県鳥栖市  | 福井支店  | 福井県福井市    |
| 福岡支店  | 福岡県福岡市  | 盛岡支店  | 岩手県盛岡市    |
| 富山支店  | 富山県富山市  | 佐世保支店 | 長崎県佐世保市   |
| 宮崎支店  | 宮崎県宮崎市  | 福岡東支店 | 福岡県糟屋郡久山町 |
| 大分支店  | 大分県大分市  | 広島支店  | 広島県広島市    |
| 金沢支店  | 石川県金沢市  | 福岡本部  | 福岡県糟屋郡志免町 |

### ② 子会社 (株式会社極楽)

| 名 称  | 所 在 地      | 名 称 | 所 在 地      |
|------|------------|-----|------------|
| 本店   | 佐賀県伊万里市    | 山代店 | 佐賀県伊万里市    |
| 伊万里店 | 佐賀県伊万里市    | 有田店 | 佐賀県西松浦郡有田町 |
| 西有田店 | 佐賀県西松浦郡有田町 |     |            |

### ③ 子会社 (アイケア株式会社)

| 名 称  | 所 在 地     | 名 称 | 所 在 地  |
|------|-----------|-----|--------|
| 本店   | 福岡県糟屋郡志免町 | 佐賀店 | 佐賀県佐賀市 |
| 伊万里店 | 佐賀県伊万里市   | 唐津店 | 佐賀県唐津市 |

### (6) 従業員の状況 (平成27年10月31日現在)

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------------|-------|--------|
| 712名 | 91名増        | 29.7歳 | 4.9年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. この他、アルバイトの年間平均雇用人員（1日8時間換算）は323名であります。  
3. 従業員の主な増加要因は、今後の事業展開をふまえて、人員体制の強化を図ったものであります。

### (7) 主要な借入先 (平成27年10月31日現在)

| 借入先           | 借入金残高     |
|---------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行    | 1,653 百万円 |
| 株式会社佐賀銀行      | 1,126     |
| 株式会社福岡銀行      | 968       |
| 伊万里信用金庫       | 327       |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 312       |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 株式会社三井住友銀行、株式会社佐賀銀行、伊万里信用金庫、株式会社三菱東京UFJ銀行の借入金残高には、株式会社三井住友銀行を主幹事とする金融機関7社によるシンジケートローンの残高736百万円の一部が含まれております。

### (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項（平成27年10月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 96,000,000株
- ② 発行済株式の総数 29,939,200株（自己株式1,744株を含む。）  
(注) 1. 平成27年5月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済株式の総数は14,959,600株増加しております。  
2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は20,000株増加しております。
- ③ 株主数 11,299名

#### ④ 大株主

| 株 主 名                           | 持 株 数 (株) | 持株比率 (%) |
|---------------------------------|-----------|----------|
| 株式会社エム・ケイ・パートナーズ                | 7,840,000 | 26.18    |
| 金 子 和 斗 志                       | 5,836,700 | 19.49    |
| 金 子 晴 美                         | 2,915,100 | 9.73     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）       | 1,465,500 | 4.89     |
| アイ・ケイ・ケイ従業員持株会                  | 1,156,500 | 3.86     |
| 野村信託銀行株式会社（アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託口） | 638,000   | 2.13     |
| 金 子 美 枝                         | 600,000   | 2.00     |
| 金 子 和 代                         | 600,000   | 2.00     |
| アイ・ケイ・ケイ取引先持株会                  | 537,000   | 1.79     |
| 金 子 和 枝                         | 396,000   | 1.32     |

(注) 上記の持株比率は、自己株式1,744株を控除して計算しております。

なお、当該自己株式数には、アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託が所有する638,000株は含まれておりません。

#### ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年3月2日開催の取締役会決議により、平成27年5月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。

## (2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成27年10月31日現在)

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役に関する事項（平成27年10月31日現在）

| 氏名     | 地位及び担当             | 重要な兼職の状況                                |
|--------|--------------------|-----------------------------------------|
| 金子 和斗志 | 代表取締役社長            | 株式会社極楽 代表取締役社長<br>アイケア株式会社 取締役          |
| 金子 晴美  | 常務取締役（衣裳部長）        |                                         |
| 松本 正紀  | 常務取締役（調理部長）        | 株式会社極楽 監査役<br>アイケア株式会社 監査役              |
| 登田 朗   | 常務取締役（管理担当兼財務経理部長） |                                         |
| 寺澤 大輔  | 取締役（関連事業開発部長）      | アイケア株式会社 代表取締役社長                        |
| 菊池 旭貢  | 取締役（営業担当兼営業企画部長）   |                                         |
| 小宮 秀一  | 取締役                | 株式会社TRN 非常勤監査役                          |
| 諸富 順次  | 常勤監査役              |                                         |
| 藤田 ひろみ | 監査役                | 税理士法人 さくら優和パートナーズ 代表社員<br>有限会社ビギン 代表取締役 |
| 楠 典子   | 監査役                | 楠典子税理士事務所 所長<br>株式会社くすのき 代表取締役          |
| 伊藤 晴輝  | 監査役                | 伊藤産業株式会社 取締役<br>フードビズサポート合同会社 代表社員      |

- (注) 1. 取締役小宮秀一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役諸富順次氏、藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小宮秀一氏、監査役藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役藤田ひろみ氏及び監査役楠典子氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役伊藤晴輝氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

| 氏名    | 新                      | 旧                 | 異動年月日      |
|-------|------------------------|-------------------|------------|
| 登田 朗  | 常務取締役<br>(管理担当兼財務経理部長) | 常務取締役<br>(経営管理部長) | 平成27年1月29日 |
| 菊池 旭貢 | 取締役<br>(営業担当兼営業企画部長)   | 取締役<br>(営業企画部長)   | 平成27年1月29日 |

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分      | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額  |
|----------|---------|------------|
| 取 締 役    | 8名      | 158,248千円  |
| 監 査 役    | 8名      | 13,278千円   |
| 合 計      | 16名     | 171,526千円  |
| (うち社外役員) | (10名)   | (16,403千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額21,456千円（取締役8名に対し20,255千円（うち社外取締役2名に対し200千円）、監査役8名に対し1,201千円（うち社外監査役8名に対し1,201千円））が含まれております。
3. 上記支給額のほか、平成27年1月29日開催の第19期定時株主総会の決議に基づき、退任取締役1名及び退任監査役4名に対する退職慰労金を9,148千円支給しております。  
なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
4. 平成23年1月27日開催の第15期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円以内とし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は年額30百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・社外取締役小宮秀一氏は、株式会社TRNの非常勤社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役藤田ひろみ氏は、税理士法人 さくら優和パートナーズの代表社員及び有限会社ビギンの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役楠典子氏は、楠典子税理士事務所の所長及び株式会社くすのきの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役伊藤晴輝氏は、伊藤産業株式会社の取締役及びフードビズサポート合同会社の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ロ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### (八) 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名     | 主な活動状況                                                                           |
|-----|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 小宮 秀一  | 平成27年1月29日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                      |
| 監査役 | 諸富 順次  | 平成27年1月29日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回全てに、また当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 藤田 ひろみ | 平成27年1月29日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回全てに、また当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 楠 典子   | 平成27年1月29日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回全てに、また当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 伊藤 晴輝  | 平成27年1月29日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回全てに、また当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

#### (二) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人に関する事項

- ① 名称  
新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

| 区分                              | 支払額   |
|---------------------------------|-------|
| 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬       | 24百万円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

**(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容と運用状況の概要**

当社は、平成27年5月1日施行の改正会社法に基づき、平成27年5月11日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針について決議しております。

- ① 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 当企業集団の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう、経営理念、行動憲章、「コンプライアンス規程」をはじめとする経営基本規程の他、組織運営、業務運営のための規程、マニュアル、通達等を定め、研修、諸会議、社内回覧等により社内徹底を図り、これを遵守する体制を構築し運営する。また、内部監査を通じ、使用人の職務執行の法令、定款、社内規程等の適合性を点検する。
  - ・ 当企業集団の取締役の職務執行を監督するために、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じ開催される臨時取締役会において、各取締役はそれぞれの職務の執行状況を報告すると共に、他の取締役の職務執行状況を相互に監視する。また、監査役も取締役会、その他の会議出席を通じ、取締役の職務執行状況を監視する。
  - ・ 「内部通報者保護規程」に基づき、社内での相互監視システムと通報者の保護を確立することにより、取締役と使用人の職務執行の適法性を確保する。
  - ・ 当企業集団の取締役は、反社会的勢力からの不当な要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との一切の関係を遮断する。
- ② 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 当企業集団は、法令及び「文書管理規程」、「情報管理規程」、「個人情報管理規程」等社内規程に基づき適切に保管管理を行い、取締役及び監査役はこれを常時閲覧することができる体制を構築し運用する。

- ③ 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当企業集団は、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づき、当企業集団の経営に悪影響を及ぼす虞のある事態（重大なコンプライアンス違反、甚大な被害が生じた災害、重大な食品事故等）に対しその適切な対応を行う。有事の際には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制を整え、必要に応じ外部専門家も対策本部に加える等損害を極小化する体制を構築し運用する。
- ④ 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 原則月1回の定時取締役会や、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行の決定や取締役の職務執行状況の報告を受ける。加えて原則毎週1回経営会議を開催し、具体的な業務の状況や諸問題に対応した機動的な業務の処理を行う体制を構築し運用する。また、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」による適切な権限の委譲を行うことにより、効率的な取締役の職務の執行を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。
  - ・ 当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に当社への報告を義務付ける。
  - ・ 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社に対する内部監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、内容について監査役と協議の上、速やかに設置する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役の要請により設置した場合には、当該使用人の指揮・命令等は監査役の下にあることとし、その人事上の取扱いは監査役の承認を得ることとする。
  - ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人が設置された場合には、他部署の兼務があっても、優先的に監査役の指揮命令に従わなければならない。また、兼務する他部署の上長及び担当取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合には必要な支援を行う

- こととする。
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
- ・ 当企業集団の取締役及び使用人は監査役の出席する取締役会や経営会議にて職務の執行状況を報告する体制を構築し運用する。また、当企業集団の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じ必要な報告及び情報の提供を行う。
  - ・ 「内部通報者保護規程」に基づく内部通報がなされた場合は、その内容、会社の対応等の顛末につき、監査役へ報告される体制を構築し運用する。
  - ・ 監査役へ報告を行った当企業集団の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は代表取締役、会計監査人、内部監査室と定期的に意見や情報の交換を行うことにより監査の実効性、効率性を確保する。また、「監査役会規程」、「監査役監査規程」の改廃は監査役会が行う。加えて監査役会の要請があった場合には速やかに弁護士等の外部専門家と直接相談ができる環境を整備する。
  - ・ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、適切な内部統制システムを構築し、その運用を行うと共に、必要な是正を実施する。

(当該体制の運用状況の概要)

① 内部統制システム全般

企業集団における業務の適正を確保するために、グループ横断的な規程の策定、監査役及び内部監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用の状況の監視・検証を行いました。また、内部

監査室は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、当社の財務報告に係る内部統制が有効であると確認しました。

② コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推し進めるため、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役会の直属機関とするコンプライアンス委員会を設置しております。当社及び子会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施を行うと共に、コンプライアンスに係る教育を定期的実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。また、当社及び子会社は内部通報制度を設けており、内部通報者の保護を行い、相談内容が直ちに当社の常勤社外監査役に報告される体制を整備しております。

③ リスク管理

当社のリスク管理に関する基本方針、未然防止等を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク管理体制の維持・向上を図っております。また、当社グループのリスク情報を一元管理することにより重要リスクを特定し、重要性に応じた対策をとっております。

④ 子会社経営管理

子会社の経営管理については、当社の経営管理部にて子会社の経営管理体制を整備・統括し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から事前に承認申請または報告を受けける体制を整え運用しております。また、子会社の業務執行の状況については親会社の経営会議、取締役会の定例的な報告事項としており、重要な案件につきましては親会社の取締役会の決議事項としております。

⑤ 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当期は17回開催しました。経営上の重要案件については、経営会議で議論を行い取締役会へ上程しております。また、取締役会では決議事項の審議及び業務執行状況等に関する報告事項において、社外取締役及び社外監査役を交えた意見交換がなされており、監視・監督機能を強化しております。

⑥ 監査役

監査役は、4名全員が社外監査役であり、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他重要会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受け内部統制の整備、運用状況を確認しており、稟議書等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行っております。また、監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室、各部門の取締役との情報交換を実施し、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

**(6) 会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(平成27年10月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部                |                   |
|-----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>5,292,109</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>4,164,475</b>  |
| 現金及び預金          | 4,444,489         | 買掛金                    | 860,475           |
| 売掛金             | 368,855           | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,187,211         |
| 商品              | 124,292           | 未払法人税等                 | 511,552           |
| 原材料及び貯蔵品        | 87,511            | 賞与引当金                  | 226,314           |
| 繰延税金資産          | 112,907           | その他                    | 1,378,921         |
| その他             | 164,141           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>5,148,144</b>  |
| 貸倒引当金           | △10,088           | 長期借入金                  | 3,671,760         |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>13,030,281</b> | 繰延税金負債                 | 7,022             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,750,769</b> | 退職給付に係る負債              | 44,207            |
| 建物及び構築物         | 9,363,908         | 役員退職慰労引当金              | 283,042           |
| 機械装置及び運搬具       | 210,749           | ポイント引当金                | 74,005            |
| 土地              | 1,864,602         | 資産除去債務                 | 590,596           |
| 建設仮勘定           | 1,342             | その他                    | 477,510           |
| その他             | 310,165           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>9,312,619</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>102,161</b>    | 純 資 産 の 部              |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,177,350</b>  | <b>株 主 資 本</b>         | <b>8,963,439</b>  |
| 繰延税金資産          | 600,112           | 資本金                    | 350,643           |
| その他             | 586,456           | 資本剰余金                  | 354,299           |
| 貸倒引当金           | △9,218            | 利益剰余金                  | 8,334,694         |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>18,322,391</b> | 自己株式                   | △76,199           |
|                 |                   | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>46,333</b>     |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額           | 46,333            |
|                 |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>9,009,772</b>  |
|                 |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>18,322,391</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年11月1日から  
平成27年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額     |            |
|----------------|---------|------------|
| 売上高            |         | 16,978,658 |
| 売上原価           |         | 7,678,119  |
| 売上総利益          |         | 9,300,539  |
| 販売費及び一般管理費     |         | 7,193,824  |
| 営業利益           |         | 2,106,715  |
| 営業外収益          |         |            |
| 受取利息           | 2,659   |            |
| 受取手数料          | 5,790   |            |
| 受取保険金          | 12,507  |            |
| その他            | 2,572   | 23,530     |
| 営業外費用          |         |            |
| 支払利息           | 33,768  |            |
| その他            | 2,153   | 35,922     |
| 経常利益           |         | 2,094,323  |
| 特別損失           |         |            |
| 固定資産除却損        | 27,778  | 27,778     |
| 税金等調整前当期純利益    |         | 2,066,544  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 913,274 |            |
| 法人税等調整額        | 5,873   | 919,148    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |         | 1,147,396  |
| 当期純利益          |         | 1,147,396  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年11月1日から  
平成27年10月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |          |           |          |            |
|-------------------------------|---------|----------|-----------|----------|------------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金    | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本<br>合計 |
| 平成26年11月1日残高                  | 349,748 | 497,891  | 7,488,489 | △104,428 | 8,231,701  |
| 会計方針の変更による累積的影響額              |         | △144,487 | △2,017    |          | △146,504   |
| 会計方針の変更を反映した当<br>期首残高         | 349,748 | 353,404  | 7,486,472 | △104,428 | 8,085,196  |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |          |           |          |            |
| 新 株 の 発 行                     | 895     | 895      |           |          | 1,791      |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |          | △299,174  |          | △299,174   |
| 当 期 純 利 益                     |         |          | 1,147,396 |          | 1,147,396  |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |         |          |           | 28,229   | 28,229     |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) |         |          |           |          |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 895     | 895      | 848,221   | 28,229   | 878,242    |
| 平成27年10月31日残高                 | 350,643 | 354,299  | 8,334,694 | △76,199  | 8,963,439  |

|                               | その他の包括利益累計額      |                   | 純資産<br>合計 |
|-------------------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                               | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |           |
| 平成26年11月1日残高                  | △15,122          | △15,122           | 8,216,579 |
| 会計方針の変更による累積的影響額              |                  |                   | △146,504  |
| 会計方針の変更を反映した当<br>期首残高         | △15,122          | △15,122           | 8,070,074 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |                   |           |
| 新 株 の 発 行                     |                  |                   | 1,791     |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                  |                   | △299,174  |
| 当 期 純 利 益                     |                  |                   | 1,147,396 |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |                  |                   | 28,229    |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) | 61,455           | 61,455            | 61,455    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 61,455           | 61,455            | 939,697   |
| 平成27年10月31日残高                 | 46,333           | 46,333            | 9,009,772 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

|          |                    |
|----------|--------------------|
| 連結子会社の数  | 2社                 |
| 連結子会社の名称 | 株式会社極楽<br>アイケア株式会社 |

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

##### (2) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

##### (3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社数

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産……………評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

###### ① 商品

・衣裳・引出物・引菓子

個別法

・棺・骨壺・灯籠

移動平均法

・その他の商品

最終仕入原価法

###### ② 原材料

最終仕入原価法

###### ③ 貯蔵品

最終仕入原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 2～43年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

なお、事業用定期借地権契約による借地上の建物及び構築物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、残存価額を零とした償却を行っております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、定期借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ ポイント引当金……………当社及び連結子会社の冠婚葬祭の会員組織に加入している会員に対して付与した特典（ポイント）の利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る負債の計上基準……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。  
未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ② 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

### 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が12,917千円増加し、利益剰余金が8,347千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額が0.28円減少しております。また、1株当たり当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当連結会計年度より適用し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の遡及適用後の期首残高は、資本剰余金が144,487千円減少し、利益剰余金が6,330千円増加しております。

### 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「助成金収入」(当連結会計年度803千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は営業外収益「その他」に含めて表示しております。

### 追加情報

(退職給付制度の移行)

当社は、平成27年4月1日付(施行日)で、確定給付企業年金の将来分を確定拠出年金へ移行する退職給付制度の改定を行い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)により会計処理を行っております。

本移行に伴い、当連結会計年度の退職給付に係る負債が102,312千円減少し、その他の包括利益累計額が69,511千円増加しております。

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年11月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.82%に、平成28年11月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は72,799千円減少し、法人税等調整額が72,116千円増加しております。また、退職給付に係る調整累計額への影響額は軽微であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 3,516,828千円 |
| 土地 | 1,555,717千円 |
| 計  | 5,072,546千円 |

上記に対応する債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 586,130千円   |
| 長期借入金         | 2,271,215千円 |
| 計             | 2,857,345千円 |

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,666,121千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,939,200株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議               | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 平成27年1月29日定時株主総会 | 普通株式  | 299,174        | 20.00           | 平成26年10月31日 | 平成27年1月30日 |

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年1月28日開催予定の第20期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

|            |             |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額   | 299,374千円   |
| ② 1株当たり配当額 | 10円00銭      |
| ③ 基準日      | 平成27年10月31日 |
| ④ 効力発生日    | 平成28年1月29日  |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 17,600株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主として銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性・流動性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、売掛金については、各支店における管理者が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、経理規程に従い、同様の管理を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、長期固定金利借入を利用しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、流動性リスクを回避しております。

##### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|          | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------|--------------------|------------|------------|
| 現金及び預金   | 4,444,489          | 4,444,489  | —          |
| 資産計      | 4,444,489          | 4,444,489  | —          |
| 長期借入金(※) | 4,858,971          | 4,870,273  | 11,302     |
| 負債計      | 4,858,971          | 4,870,273  | 11,302     |

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

#### 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|    | 1年以内<br>(千円) |
|----|--------------|
| 預金 | 4,435,040    |
| 合計 | 4,435,040    |

### (注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|----------------------|
| 長期借入金 | 1,187,211    | 2,971,777           | 699,983              |
| 合計    | 1,187,211    | 2,971,777           | 699,983              |

### 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要  
婚礼施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法  
使用見込期間を当該契約の期間に応じて10～41年と見積り、割引率は1.1280～2.1810%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 期首残高            | 362,521千円        |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 219,401千円        |
| 時の経過による調整額      | 8,674千円          |
| 期末残高            | <u>590,596千円</u> |

### 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 307円51銭
2. 1株当たり当期純利益 39円33銭

(注) 当社は、平成27年5月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

上記では、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

# 貸借対照表

(平成27年10月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                   | 負 債 の 部                |                   |
|----------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目                  | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>5,115,543</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>4,073,879</b>  |
| 現 金 及 び 預 金          | 4,294,402         | 買 掛 金                  | 847,309           |
| 売 掛 金                | 312,267           | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,181,961         |
| 商 品                  | 121,005           | 未 払 金                  | 238,558           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品      | 85,702            | 未 払 費 用                | 280,779           |
| 前 渡 金                | 6,468             | 未 払 法 人 税 等            | 498,575           |
| 前 払 費 用              | 110,469           | 前 受 金                  | 605,179           |
| 繰 延 税 金 資 産          | 109,987           | 預 り 金                  | 31,508            |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金    | 45,000            | 賞 与 引 当 金              | 212,189           |
| そ の 他                | 40,198            | そ の 他                  | 177,818           |
| 貸 倒 引 当 金            | △9,958            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>5,081,399</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>13,072,667</b> | 長 期 借 入 金              | 3,671,760         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>10,869,905</b> | 退 職 給 付 引 当 金          | 110,588           |
| 建 築 物                | 7,694,535         | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金      | 273,823           |
| 構 築 物                | 822,117           | ポ イ ン ト 引 当 金          | 12,705            |
| 機 械 及 び 装 置          | 2,721             | 資 産 除 去 債 務            | 547,809           |
| 車 両 運 搬 具            | 206,114           | 長 期 預 り 金              | 464,713           |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品    | 278,471           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>9,155,279</b>  |
| 土 地                  | 1,864,602         | 純 資 産 の 部              |                   |
| 建 設 仮 勘 定            | 1,342             | <b>株 主 資 本</b>         | <b>9,032,931</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>90,553</b>     | 資 本 金                  | 350,643           |
| 借 地 権                | 39,827            | 資 本 剰 余 金              | 354,299           |
| ソ フ ト ウ エ ア          | 36,949            | 資 本 準 備 金              | 354,299           |
| そ の 他                | 13,776            | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>8,404,187</b>  |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>2,112,209</b>  | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 8,404,187         |
| 関 係 会 社 株 式          | 327,489           | 別 途 積 立 金              | 1,100,000         |
| 出 資 金                | 50                | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 7,304,187         |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金    | 660,000           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△76,199</b>    |
| 長 期 前 払 費 用          | 42,025            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>9,032,931</b>  |
| 繰 延 税 金 資 産          | 610,204           | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>18,188,210</b> |
| そ の 他                | 480,171           |                        |                   |
| 貸 倒 引 当 金            | △7,731            |                        |                   |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>18,188,210</b> |                        |                   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年11月1日から  
平成27年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額        |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高                 | 16,300,771 |
| 売 上 原 価               | 7,232,277  |
| 売 上 総 利 益             | 9,068,494  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 6,957,150  |
| 営 業 利 益               | 2,111,343  |
| 営 業 外 収 益             |            |
| 受 取 利 息               | 7,571      |
| 受 取 手 数 料             | 5,715      |
| 受 取 賃 貸 料             | 17,401     |
| 受 取 保 険 金             | 11,920     |
| そ の 他                 | 2,201      |
| 営 業 外 費 用             |            |
| 支 払 利 息               | 33,509     |
| そ の 他                 | 1,854      |
| 経 常 利 益               | 2,120,790  |
| 特 別 損 失               |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 27,778     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 2,093,011  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 890,725    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 4,133      |
| 当 期 純 利 益             | 1,198,152  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年11月1日から  
平成27年10月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |         |                |              |               |           |              |
|---------------------------|---------|---------|----------------|--------------|---------------|-----------|--------------|
|                           | 資本金     | 資本剰余金   |                |              | 利益剰余金         |           |              |
|                           |         | 資本準備金   | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金      |           | 利益剰余金<br>合 計 |
|                           |         |         |                | 別途積立金        | 繰越利益<br>剰 余 金 |           |              |
| 平成26年11月1日残高              | 349,748 | 353,404 | 144,487        | 497,891      | 1,100,000     | 6,407,226 | 7,507,226    |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額 |         |         | △144,487       | △144,487     |               | △2,017    | △2,017       |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高     | 349,748 | 353,404 | －              | 353,404      | 1,100,000     | 6,405,209 | 7,505,209    |
| 事業年度中の変動額                 |         |         |                |              |               |           |              |
| 新 株 の 発 行                 | 895     | 895     |                | 895          |               |           |              |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |         |                |              |               | △299,174  | △299,174     |
| 当 期 純 利 益                 |         |         |                |              |               | 1,198,152 | 1,198,152    |
| 自己株式の処分                   |         |         |                |              |               |           |              |
| 事業年度中の変動額合計               | 895     | 895     | －              | 895          | －             | 898,977   | 898,977      |
| 平成27年10月31日残高             | 350,643 | 354,299 | －              | 354,299      | 1,100,000     | 7,304,187 | 8,404,187    |

|                           | 株 主 資 本  |             | 純資産合計     |
|---------------------------|----------|-------------|-----------|
|                           | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |           |
| 平成26年11月1日残高              | △104,428 | 8,250,438   | 8,250,438 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額 |          | △146,504    | △146,504  |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高     | △104,428 | 8,103,933   | 8,103,933 |
| 事業年度中の変動額                 |          |             |           |
| 新 株 の 発 行                 |          | 1,791       | 1,791     |
| 剰 余 金 の 配 当               |          | △299,174    | △299,174  |
| 当 期 純 利 益                 |          | 1,198,152   | 1,198,152 |
| 自己株式の処分                   | 28,229   | 28,229      | 28,229    |
| 事業年度中の変動額合計               | 28,229   | 928,997     | 928,997   |
| 平成27年10月31日残高             | △76,199  | 9,032,931   | 9,032,931 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
  - ① 商品  
・衣裳・引出物・引菓子  
個別法  
・その他の商品  
最終仕入原価法
  - ② 原材料  
最終仕入原価法
  - ③ 貯蔵品  
最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 2～41年 |
| 機械及び装置    | 6年    |
| 車両運搬具     | 2～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

  
なお、事業用定期借地権契約による借地上の建物及び構築物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、残存価額を零とした償却を行っております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  
また、定期借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。
  - ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ ポイント引当金……………当社の冠婚葬祭の会員組織に加入している会員に対して付与した特典（ポイント）の利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

## 計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が12,917千円増加し、繰越利益剰余金が8,347千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額が0.28円減少しております。また、1株当たり当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、株主資本等変動計算書の遡及適用後の期首残高は、その他資本剰余金が144,487千円減少し、繰越利益剰余金が6,330千円増加しております。

## 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」(前事業年度952千円)については、金額的重要性が高くなったため、当事業年度において区分掲記しております。

## 追加情報

(退職給付制度の移行)

当社は、平成27年4月1日付(施行日)で、確定給付企業年金の将来分を確定拠出年金へ移行する退職給付制度の改定を行い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)により会計処理を行っております。

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.82%に、平成28年11月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は71,728千円減少し、法人税等調整額が71,728千円増加しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 3,377,926千円 |
| 土地 | 1,555,717千円 |
| 計  | 4,933,643千円 |

上記に対応する債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 586,130千円   |
| 長期借入金         | 2,271,215千円 |
| 計             | 2,857,345千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,271,186千円

### 3. 偶発債務

株式会社極楽の金融機関からの借入金に対して債務保証5,250千円を行っております。

### 4. 関係会社に対する金銭債権債務

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 1,590千円 |
| 短期金銭債務 | 352千円   |

なお、区分掲記したものは除いております。

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 5,803千円  |
| 販売費及び一般管理費 | 15,664千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 22,927千円 |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 639,744株 |
|------|----------|

(注) アイ・ケイ・ケイ従業員持株会専用信託(以下、従持信託)が所有する当社株式を含めて記載しております。

なお、当事業年度末現在において、従持信託が所有する当社株式数は、638,000株であります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、減損損失、資産除去債務、役員退職慰労引当金等であります。

### 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

婚礼施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間に応じて10～41年と見積り、割引率は1.1280～2.1810%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 期首残高            | 329,751千円        |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 210,095千円        |
| 時の経過による調整額      | 7,963千円          |
| 期末残高            | <u>547,809千円</u> |

### 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称   | 住所        | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業             | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容   |                | 取引の内容  | 取引金額(千円) | 科目                    | 期末残高(千円) |
|-----|----------|-----------|--------------|-----------------------|-------------------|--------|----------------|--------|----------|-----------------------|----------|
|     |          |           |              |                       |                   | 役員の兼任等 | 事業上の関係         |        |          |                       |          |
| 子会社 | アイケア株式会社 | 福岡県糟屋郡志免町 | 95,000       | 有料老人ホームの運営、介護サービス等の提供 | (所有)直接100.0       | 兼任3名   | 当社グループの介護部門を担当 | 資金の貸付  | 260,000  | 1年内回収予定の関係会社長期貸付金(注)1 | 45,000   |
|     |          |           |              |                       |                   |        |                | 貸付金の回収 | 25,000   | 関係会社長期貸付金(注)1         | 660,000  |
|     |          |           |              |                       |                   |        |                | 利息の受入  | 4,891    |                       |          |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
2. 上記金額には、消費税は含まれておりません。

### 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 308円30銭

2. 1株当たり当期純利益 41円07銭

(注) 当社は、平成27年5月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

上記では、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年12月14日

アイ・ケイ・ケイ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堺 昌 義 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイ・ケイ・ケイ株式会社の平成26年11月1日から平成27年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイ・ケイ・ケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年12月14日

アイ・ケイ・ケイ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堺 昌 義 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイ・ケイ・ケイ株式会社の平成26年11月1日から平成27年10月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年11月1日から平成27年10月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役及び新日本有限責任監査法人から受けております。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年12月21日

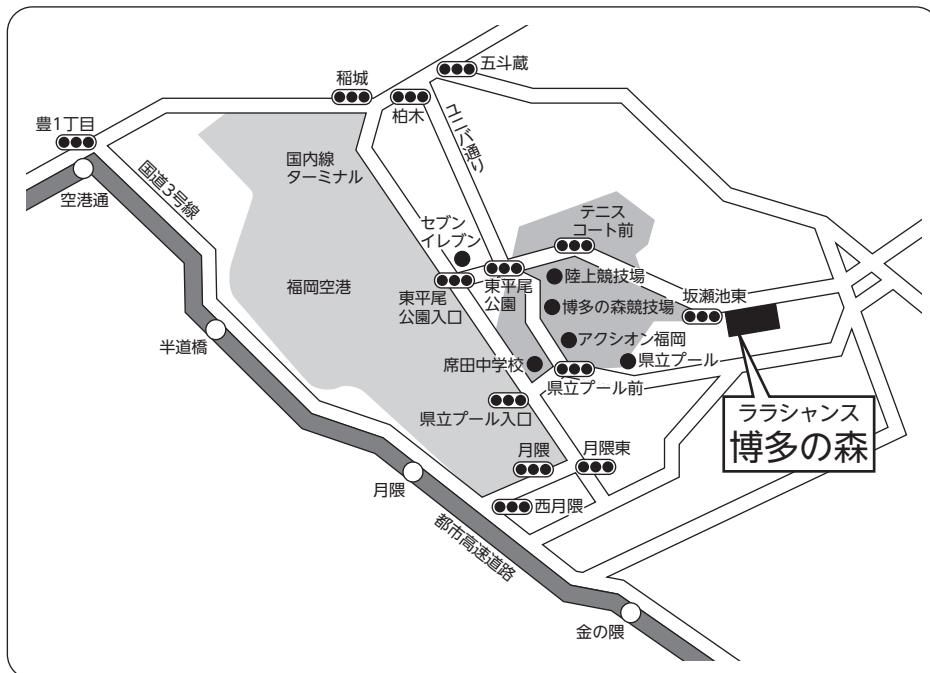
|              |           |
|--------------|-----------|
| アイ・ケイ・ケイ株式会社 | 監査役会      |
| 常勤監査役（社外監査役） | 諸 富 順 次 ㊟ |
| 社外監査役        | 藤 田 ひろみ ㊟ |
| 社外監査役        | 楠 典 子 ㊟   |
| 社外監査役        | 伊 藤 晴 輝 ㊟ |

以 上



# 株主総会会場ご案内図

福岡県福岡市博多区東月隈3丁目27-2  
ララチャンス 博多の森 博多の森迎賓館  
電話 050-3539-1122



## 地下鉄・バスをご利用の方

- 福岡市営地下鉄「福岡空港駅」下車、4番出口より「福岡空港前」バス停へ向かいます。西鉄バス「宇美営業所行き3番」または「イオンモール福岡行き」に乗車し、「福祉公園前」で下車、徒歩2分

## タクシーをご利用の方

- 福岡空港からタクシーで約10分

## お車でお越しの方

- 北九州方面からお越しの方  
福岡ICから福岡都市高速道路に乗り継ぎ「空港通」ランプから車で約15分
- 鳥栖・熊本方面からお越しの方  
太宰府ICから福岡都市高速道路に乗り継ぎ「金の隈」ランプから車で約15分

